

短期研修実施要領

新規就農支援協議会

1 目的

新規就農支援協議会研修の希望者に対し短期研修を行うことにより、農業研修への正しい理解を促すとともに、研修希望者の具体的な就農イメージの醸成を図る。

2 応募要件

(1) 対象

- ・ 満 18 歳～47 歳までで、那須地域で就農を希望する者かつ本格的に農業を学びたい方
- ・ 次年度に新規就農支援協議会の研修制度の活用を予定している者

(2) 研修作目

いちご、にら、アスパラガス、ねぎ、なす、なし

(3) 研修日数

原則 5 日以上 7 日以内とする。研修生及び受入れ農家の希望により、複数回に分けての研修や研修日数の延長も可能とする。研修日程は、研修生又は受入れ農家双方が合意した上で決定する。

3 募集人数

若干名

4 募集期間

随時

5 研修実施の流れ

(1) 申込みと受入れ決定

- ・ 短期研修希望者は、研修希望時期の 2 週間以上前に参加申込書、誓約書を新規就農支援協議会事務局へ提出する。
- ・ 研修生の受入れは、新規就農支援協議会事務局、就農希望市町、市町農業公社及び那須農業振興事務所の担当者との面接により決定する。面接の詳細については、申込み後 1 週間以内に別途連絡する。

(2) 研修先の決定

- ・ 新規就農支援協議会事務局は、研修申込書等を参考に研修先を決定する。研修先については、追って連絡する。

(3) 研修実施

- ・ 研修時間は原則 1 日 8 時間までとし、1 週間のうち 40 時間を超えないよう休日等を設けるよう努めることとする。

- ・急な体調不良等により研修を中止・変更する場合、研修者は研修先及び新規就農支援協議会事務局まで連絡する。なお、その後の対応については、別途新規就農支援協議会から研修先及び研修者宛て連絡する。
- ・研修者は、研修開始前に傷害保険に加入すること。

6 費用

- ・研修に係る交通費や宿泊費、食費等は研修生本人が負担する。
- ・傷害保険料は原則研修生本人の負担とする。

7 その他

上記以外の研修にかかる費用について、栃木県農業インターン事業を活用する場合は、同事業募集要項等に基づく手続きが別途必要となる。

8 申込み・お問い合わせ先

新規就農支援協議会事務局

那須野農業協同組合営農部園芸課

〒325-0017 栃木県那須塩原市黒磯6番地1号

TEL：0287-62-5845 FAX：0287-62-6616